

1 変更理由

（1）乳児等のための支援給付の創設

- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により、改正後の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）において、乳児等のための支援給付を創設することとされている。
- 乳児等のための支援給付の創設に伴い、基本指針（※）において、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の基本的記載事項（必須記載事項）として以下の2点が新たに位置付けられている。
 - ・特定乳児等通園支援の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項を追加すること。
 - ・乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を位置づけること。

※教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）

（2）満三歳以上限定小規模保育事業の創設

- 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）が令和7年4月に公布され、満三歳以上限定小規模保育事業に係る部分については、令和8年4月1日から施行することとされている。
- 満三歳以上限定小規模保育事業の創設に伴い、市町村子ども・子育て支援事業計画において、新たに必要利用定員総数を定める必要があることを踏まえ、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において、必要な変更を加えることとされている。

2 変更内容

- 都においては、子ども・子育て支援法に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画として、東京都子供・子育て支援総合計画（第3期）を令和7年3月に策定しているため、以下のとおり計画を変更する。
 - ① 特定乳児等通園支援の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項について、第4章に追記
 - ② 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項について、第3章に追記
 - ③ 区市町村における教育・保育の量の見込みと確保方策について、資料編の表に満三歳以上限定小規模保育事業の欄を追加するとともに、区市町村子ども・子育て支援事業計画の変更内容を反映

【3 保育サービスの充実】

<現状と課題>

(質の高い保育の確保・充実)

- 都は、これまででも、保育の実施主体である区市町村による、認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭的保育など、地域の実情に応じた多様な保育サービスの整備を支援してきました。
- 認証保育所は、平成13年度の制度創設以降、都の保育施策の重要な柱の一つとして、認可保育所が対応し切れない大都市特有の多様なニーズに柔軟に対応しています。保育サービスや地域の子育て支援の充実に一層貢献していくよう、引き続き支援していく必要があります。
- 平成30年度からは、待機児童の保護者、育児休業満了者、夜間帯保育を必要とする保護者がベビーシッターを利用する場合の利用料の一部の補助を開始し、その後、一時預かりの支援など対象の拡大を図るとともに、ベビーシッターを安心して利用できるよう、保育の質向上に取り組む事業者を支援しています。
- 引き続き保育ニーズに的確に対応し、待機児童解消を維持していくために、都内全域の動向を踏まえるとともに、局地的な人口流入等、地域における保育ニーズの変化にもきめ細かく対応していく必要があります。
- 区市町村や事業者が地域の実情に応じて保育サービスの向上に取り組めるよう、支援することが必要です。
- 子供の育ちを支えるために、豊かな遊びと体験の機会を提供していくことは大切です。
- 保育人材の資質向上のため研修の受講を促進するとともに、保育人材が自らの専門性をより発揮できる環境を整備することが必要です。
- 区市町村との連携による適切な指導監督、第三者評価の受審の促進のほか、事故防止の徹底や事故が発生した場合の着実な再発防止の取組を行っていくことが必要です。

(全ての子供の育ちの支援)

- 多様な子供や大人との関わりは、子供の育ちにとって重要です。令和5年度からは、乳幼児期から多様な他者との関わりを持ち、子供が健やかに成長できるよう、就労等の有無にかかわらず、幼稚園や保育所等で子供を定期的に預かる取組を開始しています。この取組では、乳幼児を利用時間の上限を設けずに預かる区市町村の取組を支援しています。

なお、国においても、令和8年度より、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、幼稚園・保育所等を利用できる「乳児等のための支援給付」（子ども誰でも通園制度）を創設することとしています。

- ライフスタイルや就労形態の多様化、特に配慮を要する子供が増加する中、実施主体である区市町村が、延長保育や夜間保育、病児保育、障害のある児童や医療的ケアが必要な児童（以下、「医療的ケア児」という。）の対応など、ニーズに応じたきめ細かい保育の提供や子供の育ちの支援が行えるよう、支援していく必要があります。
- 保育所は、地域の保護者等に対して、保育所保育の専門性を生かした子育て支援を積極的に行うよう務める必要があります。

（保育人材の確保・定着）

- より良い保育サービスを提供する上で、保育人材の確保は極めて重要です。
- 登録簿記載者数は増加していますが、資格を有していても保育以外の分野に就業している方や退職して働いていない方も多く、こうした潜在保育士の活用も課題となっています。
- 都内保育士の有効求人倍率は3.41と、全国平均2.42を上回っており、保育人材が需要に対して十分ではありません。

＜取組の方向性＞

- これまでの取組により待機児童がほぼ解消したことを踏まえ、待機児童対策を中心とした「量の拡大」から、「保育の質の向上」、保育の必要性の有無にかかわらない「子育ちの支援」に重点をおいて施策を推進していきます。

（質の高い保育の確保・充実）

- 子供のより良い育ちに資するため、質の高い保育の確保・充実を図るため、地域の実情に応じて保育サービス向上に取り組む区市町村や事業者を支援します。
- 全ての乳幼児の「伸びる・育つ（すくすく）」と「好奇心・探究心（わくわく）」を応援する幼保共通のプログラム「とうきょう すくわくプログラム」に基づき、各園の環境や強みを活かしながら、各園が設定するテーマに沿って、乳幼児の興味・関心に応じた探究活動を実践する幼稚園・保育所等を支援します。（再掲）
- 子供を主体とした保育等の実践や不適切保育防止に係る保育者向け研修等により保育所等における子供を中心とした保育実践の普及促進を図り、保育の質の向上及び保育の充実につなげます。
- 保育の質の向上を図るため、事務職員や保育補助者の配置支援によって、施設長や保育士が本来の役割に注力できる環境を整備します。
- 第三者評価の受審促進、区市町村と連携した効果的な指導監督を行います。また、保護者支援や配慮が必要な子供への保育力の強化など、保育従事者の資質の向上に必要な研修を受講できる環境を整えます。

- 子供の健康及び安全の確保のため、子供の健康支援、食育の推進、施設における環境及び衛生並びに安全管理、災害への備えなど保育所保育指針で示されている内容を踏まえながら、散歩等の園外活動やバス送迎も含め、事故防止及び事故発生時の迅速かつ適切な対応が図られるよう、区市町村と連携しながら取り組んでいきます。
- また、引き続き保育ニーズに的確に対応し待機児童解消を維持していくため、地域の実情に応じた様々な保育サービスの提供や、認可保育所や認証保育所の空き定員を活用して、保育ニーズの変化に応じた受け皿を確保する取組を支援していきます。

(全ての子供の育ちの支援)

- 望む人誰もが、安心して子供を産み育てることができる社会の実現に向け、保育料の無償化を図ります。
- 特に支援を要する子供が増加する中、これまでの病児保育、障害児、アレルギー児などへの支援に加え、医療的ケア児の受入体制の整備や外国につながる子供への対応など、ニーズに応じた多様な保育サービスを提供する区市町村や事業者を支援していきます。
- ライフスタイルや就労形態が柔軟化・多様化する中、夜間保育や休日保育などをを行う区市町村や事業者を支援していきます。
- 病児保育施設の設置を促進するとともに、ベビーシッターによる病児保育を受けられるよう、急な依頼にも対応可能な体制の確保等に取り組む事業者を支援し、取組の評価・検証を通じて事業内容の充実を目指します。
- 他者との関わりの中で、非認知能力の向上など、子供の健やかな成長が図られるよう、保護者の就労等の有無にかかわらず、保育所等で児童を定期的に預かる取組を推進します。併せて、支援が必要な家庭を新たなサービスにつなぎ、継続的に支援します。

○ こども誰でも通園制度について、教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続に向けた区市町村の取組を促進します。

- 医療的ケア等により保育所等を利用することができない児童に対し、保護者の就労等の有無にかかわらず、居宅等で保育し、保護者以外の他者との関わりの中で、非認知能力の向上など子供の健やかな成長を図ります。
- 保育所等で地域の子育て家庭を対象とした育児相談などを行うことにより、在宅子育て家庭の孤立防止や育児不安軽減につなげる取組を支援していきます。
- 全ての乳幼児の「伸びる・育つ（すくすく）」と「好奇心・探究心（わくわく）」を応援する幼保共通のプログラム「とうきょう すくわくプログラム」に基づき、各園の環境や強みを活かしながら、各園が設定するテーマに沿って、乳幼児の興味・関心に応じた探究活動を実践する幼稚園・保育所等を支援します。（再掲）

(保育人材の確保・定着)

- 資格取得や就職・定着を支援するため、保育士資格取得に要する費用を補助するとともに、就職支援と就職後のフォローや就職相談会、宿舎借り上げ支援などを実施します。
- 職場への定着が一層図られるよう、メンタルヘルスに関する研修の取組を支援します。
- 認可外保育施設に対する研修の実施や、区市町村等が行う研修に係る経費を補助します。
- 職責等に応じた処遇を実現するキャリアパス導入に取り組む事業者を支援するとともに、保育士等キャリアアップ研修の実施を支援します。
- 事務職員や保育補助者の配置支援によって、施設長や保育士が本来の役割に注力できる環境を整備します。（再掲）

【4 保育】

- 保育サービスの提供に当たっては、保育士、家庭的保育者、子育て支援員など、様々な人材が必要です。
- また、障害のある子供や食物アレルギーのある子供など、特に配慮が必要な子供に適切に対応するためには、専門的な知識や技術を有する人材が必要になります。
- さらに、子育てに不安を抱える保護者が増加していることから、保育所をはじめとする保育の現場には、保育サービスの提供だけでなく、在宅の子育て家庭も含め、保護者に対する支援も求められるようになっています。

<現状と課題>

(1) 人材の確保

① 保育士

- 多様な保育ニーズに対応し、より良い保育を提供するためには、保育人材の確保は極めて重要です。
- また、保育所の配置基準の見直しや、「乳児等のための支援給付」(こども誰でも通園制度)の創設による影響等にも留意する必要があります。

② その他の保育従事者

- 家庭的保育者や子育て支援員を必要とする主な保育サービスは区市町村認可によるものが多く、区市町村が計画的に研修を実施していくことが求められます。

(2) 資質の向上

- 全ての子供の健やかな成長に資するよう、保育従事者の資質を高め、質の高い保育及び地域の子育て支援を提供することが求められます。

<取組の方向性>

(1) 人材の確保

① 保育士

- 必要な保育士を確保するため、指定保育士養成施設の修学資金の貸付や、現任保育従事者の保育士資格取得支援など、保育士の養成にかかる取組を行うとともに、就職支援から就職後の定着支援まで行う保育人材コーディネーターの配置や、保育士就職相談会の実施、キャリアカウンセリングの実施、区市町村が行う保育人材確保・定着に向けた取組への支援、保育従事者向けの宿舎借り上げ支援など、保育士の確保・定着に取り組みます。
- また、職責に応じた処遇を実現するキャリアパスの導入が進むよう、キャリアパスの仕組みづくりに取り組む事業者を支援し、保育士の確保・定着を促進します。
- 併せて、保育士等キャリアアップ研修支援事業により、技能・経験を積んだ職員に対する国の処遇改善加算の要件となっている専門分野別研修等を実施する指定研修実施機関を支援します。
- 保育の仕事に興味を持つ高校生を対象に、保育施設での職場体験や保育士養成施設の学校説明会を行い、保育士の仕事への理解・興味を深め、将来の保育人材の確保に取り組みます。
- 保育に特化した常設のプラットホームにより、保育士の専門性をはじめとした保育の魅力を継続して発信するとともに、潜在保育士、高校生、現役保育士の方々へ向けて東京都のサポート制度等の紹介を実施していきます。

② その他の保育従事者

- 区市町村によっては十分な体制が整わない場合もあるため、都は、当分の間、家庭的保育者研修を引き続き実施するほか、保育や子育て支援の仕事に关心を持ち、各事業に従事することを希望する方などを対象に、子育て支援員研修を実施していきます。
- こども誰でも通園制度の実施に伴い、必要となる保育従事者の確保に努めます。
- 居宅訪問型保育を担う人材を確保するため、ベビーシッター団体と連携してベビーシッターの養成研修を実施します。

(2) 資質の向上

- 事業者や区市町村による研修実施の支援、都による研修の実施とともに、代替職員確保に対する支援をはじめ受講促進に向けた環境を整備します。
- また、認証保育所を対象とした施設長研修や中堅保育士研修、研修の機会が比較的少ない認可外保育施設の保育従事者を対象とした保育全般に関する研修を実施します。
- 障害児やアレルギー児、病児・病後児への対応、保護者対応といった様々な課題に対応するための研修を実施していきます。
- 特に、アレルギー疾患については、正しい知識を持って適切な日常生活管理が行えるよう研修を実施し、緊急時に適切に対応できる人材を育成するとともに、事故予防を支援します。
- 保育の質の確保・向上には、保育従事者の定着が不可欠です。ライフ・ワーク・バランスの推進や対話的な職場風土づくりなど、保育従事者にとって働きやすい職場環境が確保されるよう、事業主を対象とした研修を引き続き実施していきます。
- こども誰でも通園制度に従事する者の研修を行う体制を整備し、資質の向上を図ります。
- さらに、公開保育をはじめとする保育所間交流や園長会における意見交換など、地域交流の促進に取り組む区市町村を支援し、保育の質の確保・向上を図ります。

区市町村における教育・保育の量の見込みと確保方策

額の量の見込みと確保方策は、保育の実際の額の区分の別により、次のとおりです。

- 1号認定・2号認定・区市町村計画の合計（下記1）
- 2号認定・3号認定・区市町村別の額（下記2）

1 都全域（1号認定に係る設定区域）

		令和1年度		2号認定		3号認定		令和8年度		2号認定		3号認定		令和19年度		2号認定		3号認定		令和11年度						
		1号認定	新規ニーズ 保育ニーズ の見込み（a）	2号認定	新規ニーズ 保育ニーズ の見込み（a）																					
量の見込み（a）	81,737	16,412	74,666	24,373	63,027	55,512	78,445	15,818	71,423	24,006	64,166	2,361	64,166	2,361	53,838	7,998	52,716	16,845	24,398	16,234	15,010	16,169	24,307			
特定・教育保育施設 （認定こども幼稚園・幼稚園・保育所）	46,016	3,225	186,790	25,186	54,382	51,755	45,226	3,292	187,255	25,682	54,594	51,983	46,301	3,353	18,787	25,278	54,657	52,689	45,069	3,352	18,909	25,287	54,438	52,123		
幼稚園（未移行含む）（新規こども幼稚園）	55,947	14,846	4,601	2,514	14,321	4,440	2,556	83,223	14,312	407	340	740	1,381	3,401	8,280	13,544	4,308	2,855	82,759	14,753	13,195	4,222	2,655			
保育方策	企業主型保育施設の地政校	416	342	744	627	407	340	740	619	407	340	740	620	407	340	740	620	407	340	740	620	407	340	740		
（満3歳以上限）	認可外保育施設	4,192	2,970	4,991	3,883	4,149	2,940	4,947	3,842	4,143	2,926	5,006	3,818	4,096	2,935	5,009	3,842	4,258	3,626	5	1,884	4,258	5,013	3,841		
地域保育	一時預かり事業・幼稚園型Ⅰ・長時 間預かり保育	5	1,902	4,289	3,694	5	1,890	4,255	3,662	5	1,888	4,262	3,644	5	1,884	4,258	3,626	5	1,883	4,226	3,626	5	1,883	4,226	3,626	
（b）-（a）	「認定を受けていない幼稚園」・「施設型給付の対象としている施設基準に基づき運営支援を行っているものに限る（幼児教育・保育無償化による施設等利用給付のみの対象施設を除く。）	63,886	25,890	6,904	3,943	5,912	63,684	29,567	6,890	3,084	7,752	66,209	32,678	6,917	3,336	6,568	67,778	34,736	6,937	3,449	6,498	68,282	34,882	7,029	3,503	6,423

※「認定を受けていない幼稚園」・「施設型給付の対象としている施設基準に基づき運営支援を行っているものに限る（幼児教育・保育無償化による施設等利用給付のみの対象施設を除く。）

※「地域保育」：小規模保育・家庭的保育・居宅型保育・事業所内保育

※一部の自治体は、「認定を受けていない幼稚園」・「施設型給付の対象としている施設基準に基づき運営支援を行っているものに限る（幼児教育・保育無償化による施設等利用給付のみの対象施設を除く。）

※一部の自治体は、「認定を受けていない幼稚園」・「施設型給付の対象としている施設基準に基づき運営支援を行っているものに限る（幼児教育・保育無償化による施設等利用給付のみの対象施設を除く。）

※一部の自治体は、「認定を受けていない幼稚園」・「施設型給付の対象としている施設基準に基づき運営支援を行っているものに限る（幼児教育・保育無償化による施設等利用給付のみの対象施設を除く。）

※一部の自治体は、「認定を受けていない幼稚園」・「施設型給付の対象としている施設基準に基づき運営支援を行っているものに限る（幼児教育・保育無償化による施設等利用給付のみの対象施設を除く。）

2 区市町村設定区域（2号認定・3号認定に係る設定区域）

〔留意事項〕

○ 本表は、区市町村計画の数値を基に作成していますが、区市町村ににおける集計表と一緒にあります。

○ 各年度の時点は、各年度の4月1日です。

○ 2号認定の「教育ニーズ」について、区市町村によつては、1号認定に計上している。又は1・2歳を区別せしむる場合も、すべての歳に計上しています。

○ 3号認定について、区市町村によつては、年齢ごとに区分せしむる場合がある。該認定の「教育ニーズ」の欄に計上しています。

○ 共算書きさしの家庭的保育・居宅型保育・事業所内保育の「教育ニーズ」を合算する。一部の年齢区分で該認定の「教育ニーズ」を算出しているため、施設型給付ごとの全額の集計ではない場合がある。

○ 杉並区では、計画書を計上（R7年度、区市町村公表予定）

		令和1年度		2号認定		3号認定		令和8年度		2号認定		3号認定		令和19年度		2号認定		3号認定		令和11年度					
		1号認定	新規ニーズ 保育ニーズ の見込み（a）	2号認定	新規ニーズ 保育ニーズ の見込み（a）	1号認定	新規ニーズ 保育ニーズ の見込み（a）	2号認定	新規ニーズ 保育ニーズ の見込み（a）	1号認定	新規ニーズ 保育ニーズ の見込み（a）	2号認定	新規ニーズ 保育ニーズ の見込み（a）	1号認定	新規ニーズ 保育ニーズ の見込み（a）	2号認定	新規ニーズ 保育ニーズ の見込み（a）	1号認定	新規ニーズ 保育ニーズ の見込み（a）	2号認定	新規ニーズ 保育ニーズ の見込み（a）				
量の見込み（a）	416	164	963	391	399	337	394	157	913	294	403	337	36	153	191	298	407	340	378	153	977	292	414	345	
特定・教育保育施設 （認定こども幼稚園・幼稚園・保育所）	539	145	1,113	220	333	354	1,113	145	1,113	220	333	354	153	145	1,113	220	333	354	145	1,113	220	333	354		
幼稚園（未移行含む）（新規こども幼稚園）	0	40	0	0	0	0	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
保育方策	企業主型保育施設の地政校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
（満3歳以上限）	認可外保育施設	134	72	97	102	116	66	89	94	116	66	89	94	116	66	89	94	116	66	89	94	116	66		
地域保育	一時預かり事業・長時間預かり保育	0	4	13	14	0	4	13	14	0	4	13	14	0	4	13	14	0	4	13	14	0	4		
（b）-（a）	「認定を受けていない幼稚園」・「施設型給付の対象としている施設基準に基づき運営支援を行っているものに限る（幼児教育・保育無償化による施設等利用給付のみの対象施設を除く。）	314	204	15	44	13	343	316	6	22	125	355	230	2	28	122	363	352	21	117	363	349	145	112	
千代田区	量の見込み（a）	1,106	0	3,716	441	1,181	1,233	1,057	0	3,279	441	1,237	1,067	0	3,272	454	1,274	1,333	1,120	0	3,328	465	1,304	1,394	
中央区	特定・教育保育施設 （認定こども幼稚園）	1,436	0	3,809	436	1,150	1,257	1,045	0	4,010	436	1,169	1,277	1,093	0	4,314	453	1,221	1,329	1,435	0	4,229	453	1,221	1,329
（b）-（a）	「認定を受けていない幼稚園」・「施設型給付の対象としている施設基準に基づき運営支援を行っているものに限る（幼児教育・保育無償化による施設等利用給付のみの対象施設を除く。）	320	559	74	80	143	346	857	683	27	151	326	1,068	72	52	177	35	970	622	227	70	0	0	0	